

議員提出議案第1号

鳥取県議会情報公開条例の一部を改正する条例

この議案を別紙のとおり提出する。

平成28年3月22日

安田 優子

伊藤 保

坂野 経三郎

森 雅幹

福田 俊史

上村 忠史

内田 博長

浜崎 晋一

前田 八壽彦

広谷 直樹

澤 紀男

鳥取県議会情報公開条例の一部を改正する条例

鳥取県議会情報公開条例（平成12年鳥取県条例第59号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<u>目次</u> <u>第1章 総則（第1条－第5条）</u> <u>第2章 公文書の開示（第6条－第16条）</u> <u>第3章 審査請求（第17条－第19条）</u> <u>第4章 鳥取県議会情報公開審査会（第20条－第30条）</u> <u>第5章 雜則（第31条－第33条）</u> <u>附則</u>	
<u>第1章 総則</u> (目的) 第1条 略	(目的) 第1条 略
<u>第2章 公文書の開示</u> (公文書の開示請求権) 第6条 略 (第三者に対する意見書提出の機会の付与) 第13条 略 2 略 3 議長は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならぬ。この場合において、議長は、開示決定後直ちに、当該意見書（第17条第1項及び第18条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を通知しなければならない。	(公文書の開示請求権) 第6条 略 (第三者に対する意見書提出の機会の付与) 第13条 略 2 略 3 議長は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならぬ。この場合において、議長は、開示決定後直ちに、当該意見書を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を通知しなければならない。
<u>第3章 審査請求</u>	

(審査会への諮問等)

第17条 議長は、開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求があったときは、次に掲げる場合を除き、速やかに、鳥取県議会情報公開審査会に諮問しなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を開示することとする場合（当該公文書の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）

2 前項に規定する審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。

3 議長は、第1項の規定による諮問に対する答申があったときは、これを尊重して、速やかに、当該審査請求に対する裁決をするものとする。

(諮問をした旨の通知)

第18条 議長は、前条第1項の規定により諮問をしたときは、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）

(2) 開示請求者（開示請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該審査請求に係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(審査請求を棄却する場合等における手続)

第19条 第13条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの審査

請求を却下し、又は棄却する裁決

(2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る公文書の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る公文書の全部又は一部を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該公文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

第4章 鳥取県議会情報公開審査会

(設置)

第20条 第17条第1項の規定による諮問に応じ、審査請求について調査審議させるため、鳥取県議会情報公開審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(組織)

第21条 審査会は、委員5人以内で組織する。

(委員)

第22条 委員は、優れた識見を有する者の中から議長が任命する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員及び委員であった者は、職務上知り得た情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(会長)

第23条 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第24条 審査会の会議は、会長が招集する。

2 審査会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(審査会の調査権限)

第25条 審査会は、必要があると認めるときは、議長に対し、審査請求に係る公文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の開示を求めることがない。

2 議長は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、議長に対し、審査請求に係る公文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は議長（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求める事、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求める事その他必要な調査をすることができる。

5 審査会は、前2項の資料又は意見書が提出されたときは、その写しを当該資料又は意見書を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、当該資料又は意見書を提出した審査請求人等の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

(意見の陳述)

第26条 審査会は、審査請求人等から申立て

があったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えるべきである。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出席することができる。

(意見書等の提出)

第27条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。

2 審査会は、審査請求に係る諮問に対し開示決定をすべき旨の答申をしようとするときは、第13条第1項及び第2項の規定による意見書を提出する機会を付与しなかった第三者に対し、意見書又は資料を提出する機会を与えるべきである。ただし、当該第三者の所在が判明しないときは、この限りでない。

3 前2項の規定により審査請求人等又は第三者が意見書又は資料を提出する場合において、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、当該審査請求人等又は第三者は、その期間内にこれを提出しなければならない。

4 審査会は、第1項及び第2項の意見書又は資料が提出されたときは、その写しを当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、当該意見書又は資料を提出した審査請求人等の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

(調査審議手続の非公開)

第28条 審査会が行う調査審議の手続は、公開しない。

(答申書の送付等)

第29条 審査会は、第17条第1項の規定による諮問に対する答申をしたときは、答申書

の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、その概要を、審査会が適切と認める方法により公表するものとする。

(雑則)

第30条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、審査会が定める。

第5章 雜則

(公文書に関する情報提供)

第31条 略

(公文書に関する情報提供)

第17条 略

(運用状況の公表)

第32条 略

(運用状況の公表)

第18条 略

(委任)

第33条 略

(委任)

第19条 略

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

